

《スタート》

その親族等は後期高齢者医療制度(年齢が75歳以上、又は65歳以上で一定の障がい状態にあることで広域連合の認定を受けている場合)の該当者である

はい

いいえ

あなたの父母・祖父母・曾祖父母・配偶者(内縁関係を含む)・子・孫・兄弟・姉妹のいずれかである

いいえ

その親族等はあなたの三親等内の親族、内縁関係の配偶者(配偶者が死亡後も含む)の父母及び子のいずれかである

いいえ

はい

はい

同居している

同居している

いいえ

いいえ

毎月、銀行振込で送金している(少なくとも直前6ヶ月)

いいえ

はい

はい

認定対象者の収入はあなたの送金額より少ない

いいえ

はい

はい

その親族等の年収(給与収入及び失業給付や年金など全ての収入を合算、給与収入の場合は非課税の通勤交通費なども含む)が  
60歳未満:130万円未満  
60歳以上および障がい者(概ね障がい厚生年金受給の程度):180万円未満である

いいえ

はい

その親族等はあなたの配偶者である(内縁関係にある者を含む)

いいえ

その親族等には配偶者がいる

はい

その親族等と配偶者の年収合計が  
どちらも60歳未満 :260万円未満  
60歳以上と60歳未満 :310万円未満  
どちらも60歳以上 :360万円未満である

いいえ

はい

その親族等の年収はあなたの年収の2分の1未満である

いいえ

はい

雇用保険の失業給付、又は傷病手当金、出産手当金を受給中である

はい

雇用保険失業給付の給付日額、又は標準報酬日額の3分の2が3,612円未満(60歳以上は5,000円未満)である

いいえ

はい

その親族等は、自営業者(事業所得、不動産所得、恒常的利子所得・配当所得がある人)である

いいえ

はい

指定された「必要書類」を手配し、健康保険組合の審査を受ける

その親族等は健康保険の被扶養者として認定されません

その親族等は健康保険の被扶養者として認定されません

その親族等は被扶養者として認定される可能性があります。「必要書類」を揃えて申請してください。